都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会の開催（全国知事会）

本会は、１０月１５日（水）、都道府県会館において、自由民主党のマニフェストについて、都道府県知事と額賀自由民主党政務調査会長はじめ同党幹部との意見交換会を実施しました。

本会からは、梶原会長のほか６名の知事が出席し、同党のマニフェストについて説明を受けた後、三位一体改革の推進方策、道州制の導入方策等に関し忌憚のない意見交換を行いました。

なお、梶原会長と額賀政調会長は、今後、同党マニフェストに関し継続的な意見交換を行うことを確認しました。

当日の出席者、会議概要及び同党のマニフェストは次のとおりです。

都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会出席者名簿

平成１５年１０月１５日（水）9:45 ～ 10:45
都道府県会館１階１０１会議室

［全国知事会側出席者］

梶原　　拓	岐阜県知事（全国知事会会長）
増田　寛也	岩手県知事
國松　善次	滋賀県知事
柿本　善也	奈良県知事
木村　良樹	和歌山県知事
片山　善博	鳥取県知事
須賀　　郎	鹿児島県知事
中川　浩明	全国知事会事務総長

［自由民主党側出席者］

額賀　福志郎	政務調査会長
久世　公堯	参議院政策審議会長
武部　　勤	政務調査会筆頭副会長
山本　一太	国家戦略本部事務局次長

都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会概要

平成１５年１０月１５日（水）９：４５～１０：４５
都道府県会館１階１０１会議室

（遠目塚全国知事会事務局次長）
早朝からのご出席感謝する。本日の会議の進め方は、所要１時間を予定している。先ず全国知事会会長からご挨拶の後、自民党の額賀政調会長にご挨拶をいただき、続いて武部筆頭副幹事長から自民党の重点施策の主に地方行財政に関わる部分について概略説明をいただいた後、フリートーキングの形で会議を進めさせていただきたい。
（梶原会長）
総選挙を控え、額賀政調会長始め大変お忙しい幹部の方々に、わざわざ都道府県会館までお出でを賜りましたことまずもって厚く御礼申し上げたい。かつまた、政権公約という形で政策を提示され、今日は都合のつく知事と地方六団体の事務総長も可能な限り出ていただいており、全国知事会とともに他の地方六団体もご説明をお聞きするというご理解でお願いしたいと思う。
政権公約により政策を公にされるということは、２１世紀の政治に新しい展開があると私ども大きく期待をしている。政策をなるべく透明性を高くして国民と共有していくということは必要なことであると高く評価している。
時あたかも、三位一体改革という課題があり、この問題は、私ども地域住民の生活を預かる者として、廃止削減が先行すると財源面でしわ寄せが来て、結局それが地域住民の生活に押しつけられ、教育や福祉が圧縮されるということになる。今国民には理解されておらず、国と自治体の綱引きだと思われているが、これから私ども地方六団体で色々な運動を展開し、この三位一体の問題と国民の生活との関連性を強く訴えて参りたいと思っている。
地方分権は２１世紀の大きな流れであり、北海道で道州制を実験するという総理の方針もあるようだが、好むと好まざるとに拘わらず、地方分権は進んでいくと思う。
私の個人的な印象だが、地方分権の項目を眺めてみると、どうも地方自治体を信頼していこうという姿勢に欠けるような気がする。地方が色々無駄をしているのではないか、贅肉を切らねばいけないのではないか、という感じの文字が多いような気がする。根底に不信感があるのではないか。国の形を変えるという思いで、一同一生懸命頑張って国よりも改革を進めているというところは沢山ある。信頼して任せようという姿勢を是非打ち出して欲しい。
後ほど説明の中で、以上のような私の誤解を氷解させていただければ幸いだと思っている。特に政権与党として私ども大いに期待してきたわけである。この地方分権にも地方の立場をよく理解いただいて、ご協力をお願いしたいと思う。
言い過ぎた面はあるかと思うが地域住民を代表しているという立場にあるので、よろしくご理解をお願いする。

（額賀政調会長）

この度第２次小泉内閣の党役員人事に伴い政務調査会長を拝命した額賀福志郎であります。今日は政調の幹部の武部さんと久世先生、加藤さん共々おじゃまさせていただいた。梶原会長を中心とする全国知事会の幹部の皆様あるいは地方議会の代表の皆様方と忌憚のない意見交換をできますことは誠に時宜を得たものと思う。梶原会長からは率直にモノを言っていただきまして、さすが自民党に対する信頼は絶大なものがあると受け取った次第である。よく話を聞かせていただいて充分に我々も対応させていただきたいと思う。

全般的にこの度政権公約をまとめたことについてのコメントをさせていただき、細かいことについては武部筆頭副会長からご報告をさせていただきたい。今回我々が政権公約をまとめるに当たっての基本的な考え方は、官から民へ、中央から地方へという理念、哲学に基づいているものである。そのような流れの中で、どのように停滞した経済から脱出するかということが当面の主要な課題である。この２年半、小泉総理は規制改革あるいは特殊法人等々の行財政改革、財政支出の重点配分あるいは大学や研究開発等々の先行減税１兆８千億円等々の政策を推進してきた。その結果、四半期別に見ると６四半期実質成長率プラスになっている。いわゆるデフレの象徴であった名目成長率も今年は、当初の数値目標であった－０．２％から＋０．２％に転じるであろうと明るい兆しが見えてきた。その主要な役割は、設備投資である。今年度は８．５％くらい伸びるであろうということである。これまで、バブル経済崩壊後、何回か経済が浮上するきっかけがあったが、それはいずれも財政出動による景気のインセンティブを与えたことによるものであった。今回は民間主導により経済が明るくなりつつあるため、今回の選挙は我々も小泉改革の成果を国民にアピールし、この成果を踏まえて本物の経済改革を軌道に乗せるかどうかが勝負である。だから我々は改革を断行し、日本再生、日本再興を是非とも作りあげていかなければならない。そのためには政権の安定が必要だという問題意識を持っている。

そのような経済問題と社会問題、治安の問題、当面の問題にそれぞれきっちりと我々の政策を掲げて、問題によっては年次と数値目標を示している。その他に、政権政党として、将来、日本の国をどういう形にしていくのか、ということについても言及しており、２年後に立党５０周年を迎えるため、新しい憲法草案を２年後に示していく、それは、日本人が、我々がきっちりと憲法問題を通じて国家のあり方を国民の前に示すということであると、国家の形成の原点である日本人の生き方、個人的な価値観や公共観などに対する価値観をどのように形成していくか、そのためには、人間資源論、人間資本を充実する人間回復そういったことの理念の下に教育基本法や教育改革を掲げている。また、北朝鮮の問題やイラクの問題、更にはアジアの安定をしていくために、日米同盟、アジアとの協調、国際協調、国際貢献そのようなこともきちっと整理して国民に国際国家の一員としてその責任と役割を果たしていこうということも明確に書いている。

このような政権公約は元々、イギリスの議会政治から学んで今度我々が国民にアピールするわけだが、イギリスの場合は保守党が自由主義、保守主義というイメージで、労働党はどちらかというと平等主義に基づいた政治を展開していくというイメージである。

我が国の自由民主党の場合は、勿論自由主義と民主主義と市場経済の論理に基づいて日本の国家形成をしていく、市場の失敗をどのように政府が補っていくか、それにより国家のあり方をきちっとしていこうとする。民主党はまだこの前できたばかりだからイメージ

は湧いてこない。そのようなところも国民に分かってもらいたい。

大ざっぱに我々の考え方を申し述べた。各知事の方から、地方の問題について意見をいただくことになるが、我々は官から民へ、中央から地方へということで、地方の活性化をどのように図るかも重大な要素であると思っている。

（武部政調筆頭副会長）

自民党政権公約２００３の概要をご説明する。全国知事会の関心の深いものを丁寧に説明したい。我々が示す政権公約は自民党が描く国の形はいかにあるべきかという、理念と政策を掲げた。考え方の基本は、官から民へ、国から地方へ、民間でできることは民間に任せる、地方でできることは地方でできるように仕組みを変える、生活者重視、簡素で効率的な小さな政府を目指していくということである。

Ｐ４の郵政事業改革については、玉虫色などと誤解があるので明確に申し上げる。昨日、総理の会見で２００７年４月に民営化する、２００５年には改革法案を国会に提出すると明確に行程を明らかにしている。そのための議論を２００４年秋頃までに行い結論を得ることとしている。更には、日本経済の４割を占める官製市場の民間開放、官と民の不公平の是正。また、規制改革を徹底し、自由市場経済を徹底的に追及しようというのが我々の政権公約の大きな理念である。

Ｐ５に歳出構造改革がある。民間経済活動を活性化する税制改革、ＰＦＩの積極的活用、公共事業のコスト改革による歳出の効率化、２００６年度に名目ＧＤＰ２％以上の経済成長を達成するという目標を明確に掲げている。また、２０１０年代初頭のプライマリーバランスの回復、これはなかなか容易ではないが、経済活性化を進め、これを実現することを約束している。特に、内閣主導、目標重視の予算編成、複数年度化については来年度モデル事業を実施する。２００４年度から「政策群」など省庁間の枠を超えて重点化・効率化を実現する予算編成を進める。更には、必要性の薄れた既存施策を廃止するスクラップ・アンド・ビルドのルール化の徹底と民間投資の呼び水となる分野への選択と集中を図る。

二つ目の柱がデフレに勝ち抜く日本へで、景気・雇用・中小企業に重点、新技術・新産業の創出。この中では、不良債権の早期解決、２００４年度に不良債権比率を半減し、問題の終結を宣言できる見通しである。

中小企業の再生については、個人保証からの脱却を２００４年の通常国会で法制化する考えである。

Ｐ７の雇用の創出・維持・確保については、特に若者自立・挑戦プランによる若年失業者対策について詳述した。

我が国が世界に誇る最先端技術を基に事業化と起業化を促し、２１世紀の明るい日本の実現に向けた新たな発展基盤の創造、科学技術創造立国の実現を目指すこととしている。

Ｐ８は、ベンチャー育成・起業支援、知的財産の戦略的保護・活用、平成の産業創造戦略、ソフトパワーなど日本の価値想像力の活かされた官民挙げた取り組みを推進する。

Ｐ９は行政の役割を変えることを明言した。事前規制型から自己責任原則を建前とする事後チェック型の行政に変える。しかし、その際に公正取引や消費者保護などのセイフティーネットの法整備をしっかり対応し実現する。なお、司法制度改革にあっては、国民のための司法の実現に重点を置いて司法制度改革を進めていく。２００４年度の通常国会で

は司法の行政に対するチェック機能強化のための行政訴訟制度改革なども実施する計画である。また、公的な関与を縮小し、簡素で効率的な小さな政府を実現する。国・地方の公的債務の削減と管理、公的部門をリストラし、公的債務を削減するということであり、取り組み状況を詳述した。

Ｐ１０は公務員制度改革法案を２００４年度の国会に提出する。天下りの制限と不作為を一掃する人事評価への成果主義の導入、府省の課長クラス以上の２割程度の官民交流。内閣に規制緩和・民営化推進委員会を設ける。党に法律廃止検討委員会を設置することとしている。法律があるから規制がある。規制があるから行政は肥大化する。これを徹底的に見直し、更新して法律そのもののスクラップ・アンド・ビルドを明言している。

特殊法人改革の断行については、政府系金融機関等残る課題も実行していく。

Ｐ１１の安心できる社会保障制度をについては、持続可能な社会保障制度で、国民負担率から見た税制と社会補償負担のあるべき姿について、将来の国民負担率を５０％以内に抑制するという目標を掲げた。世代間及び世代内での不公平を是正する。基礎年金の国庫負担割合を２分の１に引き上げる。詳しくは年内に改革案をまとめて来年の通常国会に法案を提出する。介護・医療制度も対で行う計画である。命と健康の安全保障の確保は、国民皆保険制度の堅持等を明示した。

５番目は安全な国の復活であり、犯罪のない、安全な国日本を復活させよう今後５年で治安の危機的状況からの脱却、５年で不法滞在外国人を半減させる。また、悪徳商法等の被害から消費者・国民を保護するための消費者保護基本法の改正を行う。警察・司法体制の抜本的な見直し・引き締め強化、警察官増員、空き交番ゼロを目指す。

Ｐ１３の食料・環境・エネルギー・大規模災害からの安全については、食の安全、地球環境問題への貢献、エネルギーの安全確保、大規模災害からの安全、来年の通常国会で、北海道・東北地方海溝型地震対策特別措置法を法制化する計画である。

また、食育基本法の制定と食育推進国民会議を設置し、食の安全についてのリスクコミュニケーションの場として、また、人間力の根元である食育の国民運動をめざして内閣府に食育推進国民会議を設置することも明記した。

Ｐ１４の国から地方へで地方の自立と都市の再生をについては、三位一体改革による地方分権の推進は、２００６年度までに補助金は約４兆円の廃止・縮減を行うと同時に交付税を見直し、地方へ税源を移譲する三位一体改革の具体化を進める。地方の自立を促すため、地方の裁量を広げ、実情を踏まえて効率的に事業を実施できるよう、交付金化、統合補助金化といった補助金改革を推進する。補助金等の改革とあわせて全国一律の規制を、地方の実情に合わせて設定できるような規制緩和や許認可権限の移譲を進める。同時に、地方行革の徹底は、梶原会長から話があったが、これは不可欠であると我々は認識している。地方財政の健全化を進めることも記載した。

地域の再生については、地域再生プログラムを策定し、地域経済の再生を実現していく。都市再生と中心市街地の活性化を促進する。都市と農山漁村の共生・対流の推進を大きな柱にし、これらが双方向で行き交う新しいライフスタイルを実現する。

道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開、将来あるべき行政の姿として道州制導入を検討するための道州制基本法の制定なども検討することとしている。北海道を地方分権改革のモデルケースとして、来年度に北海道道州制特区を創設することを明

記した。これは、補助金の改革、規制緩和、許認可権限の移譲、道への交付税一括交付等を先行的に進めるということであり、これには道州制先行プログラムを２００４年度中に作成することを明らかにした。

信頼される国際国家の一員にについては、世界に責任を果たす外交・安全保障政策を掲げた。外交、安全保障については、我が党としては非常に重要なこととして強調している。

ｐ１７は人間力を高める教育改革であり、こどもたちの未来のために教育基本法の改正、知育、特育、体育に加えて食育による人間力の向上等々を明記した。

最後に、立党５０年を迎える２００５年に憲法改正草案をまとめ、あるべき国家についての理念を明らかにする、憲法改正の具体的手続きを定める国会法改正国民投票法を成立させるとした。

自民党が日本を変える、総理は自民党は変わった、改革政党になったと、これが今回の我が党のキャッチフレーズであるが、とりわけ政策立案機能を強化し、人材の育成、登用などの大胆な党改革案を作り、自民党が日本を変える、再生するという意気込みで取り組んで参りたいと考えている。

（梶原会長）

我々から１人３分程度質問をし、必要に応じ自民党からもコメントをお願いしたい。

（須賀鹿児島県知事）

骨太方針で４兆円を３年間で国の補助金等を削減する、この４兆円の中身が我々には全く分からない。知事会として先般これの倍以上の国の補助金、負担金等の削減について意見がとりまとめられている。梶原会長の私案ということで発表されているが、これに対してどのような評価をされているか。また、４兆円の国の補助金、負担金等の削減に対して８割の財源を地方に移譲するということが発表されているが、この２割というのは地方に無駄があるからという意味なのか、８割で我慢してくれといういうことなのか、財源移譲についても我々は非常にデリケートな神経を持っており、国から地方へということであるなら、それに見合う財源はきちんと移譲していただきたいという考えである。

（片山鳥取県知事）

地方に関係あるところを読ませていただいて、統一地方選挙のマニフェストのような感想をもった。地方のことにやたらと力が入っている。行革とか給与とか、合併とか地方歳出を精査し無駄を取り除くとか。このようなことは地方でやることである。まさに地方でできることは地方でやる事項である。国があれこれ地方団体の歳出のこれは無駄あれは無駄ということを言ってきた構造を改革することが構造改革だと思う。未だに抜け切れていない。私の県では随分やっている。公共事業は４割減った。教育予算がトップになった。公務員の給与は全国でビリになった。５％カットしたので国家公務員より低い。それを雇用対策にまわしている。

私は国の方が地方のことをあれこれ言うよりは自分のことをやったらいいと思う。例えば、公務員制度でも、公務員法を改革すると言われているが、能力本位で適材適所というのは今でもやろうと思えばできる。政治がやられていない。年功序列で早期退職で天下り。これを認めているから変なことになっている。今でも政治が国民のために仕事をする人をきちんと高位、高官に就けて早期退職を止めれば問題は解決する。政治が発揮されていない。我々の県は年功序列を止めている。

歳出を無駄を省けとされている。歳出に地方も無駄はある。我々も見直しているが、全国で一杯無駄はあると思う。それは地方で直さなければならないが、国の構造を変えてもらわなければならないこともある。例えば景気対策で補正予算を組んで地方に沢山の仕事、公共事業をせよとくる。地方負担は起債で対応し後で交付税で面倒をみるというから皆、モラルハザードで行け行けとなって借金まみれになっている。そのために地方歳出は膨らんで借金まみれになっている。そのような構造を改革しなければならない時期である。

これからのことを言うと、合併特例債でまた同じことをやっている。２０兆円くらいこれから発行される。９割は起債で後で大半は交付税で面倒を見るからお得であると言うから市町村長はどんどんやろうとしている。そういう構造を改革しなければならないのに、それについては合併促進ということで合併特例債は今のまま行うのが自民党の方針だと思う。そのようなものをきっぱり止めることが地方歳出を抑制し、単独事業を見直すことになると思うが、そのような問題意識が全く見えない。国から地方へという考え方はいいことである。地方でできることは地方でというのはいいことだが、そのためには国の見直し、構造改革が必要である。それが全く希薄である。

（武部副会長）

国が行うべきことも沢山書いている。今回は全体を説明する時間がなくて、重点を説明したためそういう感想を持たれたのではないか。

（木村和歌山県知事）

これから国は国の仕事をしっかり行い、地方は地方の仕事をしっかり行う時代が来ると思う。これがある意味で自由民主主義だと思う。そのような中で地方が行う役割は非常に大きくなってくると思う。

法律廃止委員会というアイディアは私は初めて見て非常に良いと思うが、地方の仕事を法律で細かいところまで書いているレベルまで書いていかないと対応しにくいところがある。法律廃止委員会はそのようなところも対象になってくるかどうか。

交付税の見直しで、財源調整機能を大変重視しているが、田舎の市町村では交付税が大きなウェイトを占めているところもあり、財源保証機能的なものも今のこの制度を前提とする限り、ある程度もう少し重視していただかないと絵に描いた餅になる可能性があるのではないか。

憲法の改正などは何年に行うと明記しているが、道州制については検討していくという腰の引けた書き方になっている。地方分権が日本の大きな２大柱の一つになってくると思われるので、これを踏まえて対応していただきたい。

（柿本奈良県知事）

このような政策論争の材料をしっかりと作っていただいたことを歓迎したい。従来、かけ声ばかりだったが、それがかみ合うかどうかは別にして、具体的なものを出したということは非常に良い方法であると思う。以上、今後かみ合った論議に進めていただくことを期待も込めて申し上げた。

三位一体の一つは、補助金の多さを簡素化しようということである。地方も国も財源不足に苦しんでいる。苦しんでいる同士がいがみ合うような話ではなく、お互いに合理化する話を進める必要がある。補助金と交付税と税を合わせて、当面はこの三つの和は一緒でなければならないと思う。それによって合理化した結果、何年か経つとお互いその中から

合理化できたものが出ていくと思う。そのタイムラグ、８割か７割か議論はあるが、それは将来としては期待すべきであって、今直ちに三つの和が足したら減ることにならないで、自主的な財源に移すことによって合理化できる可能性を作ろうと考えたい。当面は和が一緒と言うことを考えていただきたい。

税財源を移譲すると、東京一極集中が激しくなる。これに対するかなり抜本的な対応をとっていただきたい。財源調整のことは別だが、財源調整というより昔言われた逆交付税というのを、いよいよドイツ流の財源調整だが、これを考えていただかないと、税収について留保財源に、それに頭打ちをかけることを是非考えていただきたい。青天井の姿勢はおかしい。貧乏な県は量は少ないがあまりにもかけはなれて飛びつきもできないほどの差が出るといけない。これはよろしくお願いしたい。

法律廃止委員会、大歓迎である。是非とも、自治事務に沢山法律がある。

道州制と憲法論議の論議の詰まり具合は全然違うと思う。道州制は今の表現の方が妥当ではないかと考えている。

（國松滋賀県知事）

このような具体的な政権公約を示していただき、また、額賀政調会長からの基本的な考え方をお聞きし、私としては全く賛成である。地方の立場で、地方分権が本格化する中で、あるいは、本格化しなければならないという中で、地方分権の一括法が通った時に、地方が政治意識を持つに至ったと思った。また、そうでなければならないと思った。地方が一人前の大人になったと。自らが判断して責任を持つ。しかし、財源が移譲されないままの地方分権だから、これがないと話にならない。税の使い方について国と地方の比率が１対１にもっていくということでなければならない。その時に、取りあえずは補助金の削減に４兆円という規模が示されているが、１対１の話からすると、まだほど遠い話に当然なるので、ここは１対１を明確にビジョンとして打ち出していただかなければ地方分権が本物にならない。

また、地方へ財源を移譲するとは書いてあるが、どのようなものをいくら移譲するとは書いてない。減らす方は４兆円と書いてあるが、この点は地方にとって非常に心配である。ここをはっきりしていただかないと困る。それは当然基幹税目であるし、しかも、もし４兆円と言われるのなら、消費税を２％上げるとちょうどその額に見合うのでそのように言っていただくと分かりやすい。税をこれから考える時に住民が何に使うのかが見えやすいところで負担を考えるという仕組みを皆で作っていかないと、経済は成長しない、高齢化は進む、少子化は進む、では、誰がどう負担するのか、これは皆が考えなければならない課題であるので、その辺りの明確な方針を示していただきたい。

（増田岩手県知事）

国から地方へ、官から民へという大きな理念を示されていることについては大賛成である。今回、このような数値目標が入った政権与党の政権公約を出されたが、後の検証が非常に大事だと思っている。私は梶原会長から政権公約の評価をしっかり行えと命じられているので、知事会としても充分な検証をしていかなければならない。例えば、補助金４兆円を２００６年度までに廃止して税源移譲をするということで、この実行については必ずやっていただけると思っているが、合わせて、数字と同時に内容が問われる。公共事業も全体で５．５兆、社会保障も１０兆を超えるような大変巨額である。義務教育が俎上にの

ぼっているが、４兆円がどういうものかによって、この性格が大きく変わってくる。是非知事会としても地方団体としても永年の悲願であり、やっと議論の対象になってきたと思うが、是非４兆円の内容を公共事業を含め本当に実のあるものに予算編成の時にしていただきたい。

４兆円が次に繋がる２０兆の補助金の第一歩であって、更にそれが次のものに繋がることを選挙の中でも示していただきたい。そうすると、国家公務員の数の問題や公務員制度に波及してくるため、その辺のロードマップを示して欲しい。

道州制の議論で、都道府県制度のあり方が間違いなくこれから大変問題になると思う。知事の間でも議論が始まったところ。統治機構の変革に繋がる問題であり、北海道をモデルにということだが、一番やりやすいのは誰が考えても北海道なので、多くの国の仕事を道庁に移して国民の間で実のある議論ができるように､その姿を是非示していただきたい。

（梶原会長）取りあえず意見交換なので、自民党からコメントがあればどうぞ。

（額賀政調会長）総括的にお話ししたい。今、現場の知事の切実な話を聞いて、私も自らの問題として受け止めたい。一つは受け皿が無いために、権限移譲や財源移譲ができないという発想は間違っていると思う。変革期には先ず実行することが大事であるから、明治維新でも、幕府を潰した後の国家像があったわけではない。受け皿があったわけではない。幕府を潰した後、伊藤博文とか岩倉具視とかが世界を回って国家作りを行った。従って、中央から分権へ官から民へというは実行していく段階である。これからの中央政府の仕事は、外交、防衛や教育、全国共通の施策については我々が関与するが、ほとんどのサービスは地方であるという思いがあるので、そういう方向でこれからの国の姿、地方の姿が生まれてくるというイメージを持っている。それが道州制に結びついていく。

社会保障の補助金が１１兆円、公共事業が５兆円、文教関係が３兆円あまり、その中で、政府、自民党は４兆円は削減する、その補助金をどういう形にするか、自治体の裁量が効くようにしようということであるから、年末にかけて具体的にお互いに理解し合える形にしたい。それが残りの補助金の対応に結びついていくようなモデル的な形を作って、自治体の関係者も我々も了解できるように調整していきたい。これからも引き続き我々に政権の座を与えていただけるのなら、継続的に話し合いをしていくことが大事だと思う。

（武部副会長）

今日この席では地方分権について重点的に説明して欲しいと言われたので、その他の点については省略したのだが、本日はマスコミの取材もあるので説明すると、２０１０年初頭にプライマリーバランスを回復させるというのは、大変な我々の公約である。民主党は２０１５年と言っている。それを２０１０年に実行すること、新たな国民の負担は課さない、３年間は消費税は上げる環境にない、国債発行による歳出追加は行わないことを明言している。予算についても財務省にとっては目の玉を出すような内容であることも理解していただきたい。

（片山知事）財務省はあまり目の玉は出さないと思う。プライマリーバランスを回復するためには是非今のシーリングを止めればいいと思う。これがある限り無理である。シーリングを行っている限りは財政構造の回復はできないと思う。

（久世政審会長）

ここ２，３年の地方分権の流れを見ていて、ようやくここまで来たという感じがしてい

る。過去４０年間これと同じ事を言ってきた。周りの環境は改革までには至ってなかった。もはや国民が地方分権を認めているから後退することは絶対ない。片山知事に申し上げたいが、１０数年前、片山知事は梶山氏の秘書官をやられ、ふるさと創世の時代を経験されている。その時の地域総合整備事業債も起債であり、将来一定割合を地方交付税で面倒を見るという方式でどのくらい事が進んでいったか、自治という魂がこの時蘇ったという気がする。それまでのような、陳情に廻って、補助金が付いたからやると、しかも、文化会館の補助金なと、１／１０の補助金が付いたくらいで実施していた時代があった。ところが今から１０数年前に地域総合整備事業債という制度によって、とりあえずは起債で行うが、将来は、財政力指数で異なるが、３０から５５％の間で措置がされた。その時に、特に市町村長がこのようなことをやりたいと思うことが皆できた。それがかつての補助金の政策と比べると、住民に対して要請の高いものができたことも間違いない。その地域総合整備事業債も今年からなくなる。そして、多少これに代わるものが合併特例債である。

片山知事が言われることは正しい。国の行う必要のあるものもあることも認める。しかし、この制度が自治の魂を市町村長方に蘇らせた。最早今の時期において、公民館補助金などを復活しろなどは誰一人いない。その時期に何にでも使える財源を手にすることによって市町村長や知事がこれを自由に使えるような地方財政の仕組みにしなければならない。この補助金４兆円も、その一環である。その点において、地域総合整備事業債が果たした役割をかみしめながら、次のステップに行くべきと考える。

道州制についても、今まで増田知事と意見交換を行ったこともあるが、一般的に、道州制を北海道について特区制度を活用して行うことを決めた。一般的にこれを行うことは反対である。道州制は国家の基本的な行政態勢の問題であり、議論を尽くす必要があるが、今度の北海道特区は従来から色々言われてきた。それが今俎上に上ったので大賛成である。しかし、次は東北だというのには異論がある。

青森、秋田、岩手北東北３県の合併、事務当局では随分詰めている。是非これは道州制で行うのではなく、都道府県合併で。今度の通常国会では、都道府県合併特例法が出ると思うので、その第１号で行っていただきたい。これが一つできると、世の中随分変わる思う。道州制への勢いももっと付くと思う。四国４県の知事にも勧めている。都道府県合併で良いから進めていただきたいと主張している。分権の風潮は非常に高いのでよろしくお願いしたい。

（山本国家戦略本部事務局次長）

増田知事の指摘は重要である。今回、マニフェストの超党派の議連で、マニフェストを選挙で配ることができるようにしようという法律について額賀政調会長に大変無理を言って通していただいた。法律の内容としてはまだ不十分なところもあり、第一歩であるが、とにかく今マニフェストの文化に足を踏み入れた。公約を数値目標として掲げて選挙を闘うことは意味のあることであり、最初であるので、有権者の意識もなかなか付いてこないだろうが意味のあることである。内容は今後選挙を繰り返すことによって深化してくると思う。マニフェスト選挙で一番重要なことは、これから、有権者に対して政党が自分たちが約束したことを検証してもらう材料を提供することに尽きると思う。今回、自民党がマニフェストを出し、新民主党がマニフェストを出した。地方分権の箇所については是非知事会としてもどこまでどのようにできたかについてきちんと検証して外に出してもらいた

い。それが政党政治、本当の政策議論を活性化させることになると思う。
　もう一つ、政権を決めるのは知事さん方ではなく、民意であり、イギリスのマニフェスト、実はブレア政権が掲げたことが全部できたのではなく、１００％もあれば５０％もある。それを判断するのは民意だが、民意が判断するについても、どこまでどういうことまでやったのかという知る材料が一つでも多い方がいいので、是非知事会でもーの検証プロセスは、政党政治をきちんとさせるためにもやっていただきたいと思う。
（柿本奈良県知事）
　久世先生の言われた地域総合整備事業債の特別分は、私は当時担当課長であったのでよく分かっている。あの制度自体はおかしくない。しかし、その額の限度について考え方をしっかりさせなかった。予算と同じ。あのような制度は今後も必要である。それについて、どれくらいの枠組みで進めていくかが大切である。
（片山鳥取県知事）
　久世先生が地域総合整備事業債で自治の魂が芽生えた、と言われ私はそういう面はあると思う。補助金で縛られていたのが自主的に何でもできるという境地を開いたのだが、自らが出す金があまりにも少なくて、他人の金で何でもできるという制度であるため、そこでモラルハザードを産んだ。柿本知事が言われたように、一定の節度を保って行っているものについては、政策的な面はあったと思うが、あまりにもルーズになり、全国の地方自治体がモラルハザートに陥りかけて、借金の山を抱えて今困っている。借金の返済の時期になって、交付税で上乗せしますと国は約束していたのに、今、交付税は減っている状況である。だまし討ちに合っている状況である。そういう状況があるにも拘わらずまた甘い言葉で市町村合併特例債を何十兆円も進めているというのは道徳的に反すると思っている。
（武部副会長）
　税財源の移譲について自治体間の格差が懸念されるから、自民党は基幹税の移譲の外に、今までの財源補償的なものもと考えている。マニフェストの検証については、ナショナルミニマムは政府がきちっと対応する必要がある。それ以外のものは、義務教育も公共事業も知事会で提案しているように、どんどん権限も財源も移譲していいのではと思う。ただ、第２交付税的なものにはしない。
（梶原会長）
　ご多忙の中ありがとうございました。短い時間であったが大変有意義な会であったと思う。政調会長から受皿はちゃんとあるということを明言していただいたということは非常に高く評価したい。とかく霞ヶ関の役人は任しても何をやるか分からないと言っているため、大きな収穫はあった。また、共通なものだけ国がと言われたが、霞ヶ関の役人は共通でないものまで共通にしてしまう癖があるので、是非党主導型で御指導をいただきたいと思う。
　また、これから継続して年内に向けて議論したいと言われた。ありがたいことである。山本次長が言われたように、マニフェストも最初の試みであるため、お互い論議しフィードバックし、深化させていくというＩＮＧの代物だと思う。政調会長がこれから意見交換を行おう、継続的な場を作ろうと言われたことは大変すばらしいことで我々も一生懸命勉強させていただきたいと思う。

武部副会長からプライマリーバランスという話があったが、我々地方六団体は、国家財政の再建には協力しなければならないという基本姿勢は持っている。そのことを是非理解していただきたい。国家財政あって地方財政あり。そうでなければ、国民不在の財政論になってしまう。

久世会長から地域総合整備事業債については色々意見があったが、小異を捨てて大同につくという地方六団体共通の姿勢で臨みたいと思う。

岩手県の増田知事に政権公約評価研究会の座長を務めていただき、都道府県民、市町村民の代理で勉強してマニフェストを理解しやすいように噛み砕いて解説をし、それが地域住民の生活にどのような関わり合いがあるのかを、地方自治、地方分権の立場から客観的、公平に取り組んでみたいと考えている。今後継続して話し合いをさせていただきたいと思う。

大変お忙しい中わざわざお運びいただき、重ねて御礼を申し上げご挨拶とします。ありがとうございました。

小泉改革宣言

自民党政権公約2003

（文字原稿）

自民党は、約束します。

自民党だから、小泉だから、できました。自民党だから、小泉だから、できます。

「改革なくして成長なし」。

このフレーズを、私たちは決してフレーズだけに終わらせない。
そう決意した2年半でした。

苦しい船出と荒波を乗り切って、いま、到達しようとする島が見えています。
経済成長率は、6期連続プラス成長。
今年の第2四半期の名目成長率、3年ぶりのプラス成長。
失業者数、倒産件数は減り、不良債権の額も縮小。
そう。どうやら「痛み」は、「回復」として「成長」にバトンタッチしつつあるのです。

自民党だから、政権政党だから、言うだけでなく実行できました。
自民党だから、政権政党だから、無責任なことは言いません。
自民党だから、政権政党だから、言った以上は必ずやります。

小泉政権が続く限り、改革の手を緩めることは断じてありません。
自民党は、必ずやります。約束します。

宣言1 日本の明るい未来をつくります

●2004年に年金制度を、
次に介護・医療制度を改革します P.11

若者と高齢者が支え合う公平な社会保障制度を目指します。
「待機児童ゼロ作戦」を進め、子育てを応援します。
女性の「チャレンジ支援」を進めます。

宣言2 国民の安全を守ります

●5年以内に、治安を回復します P.12

5年で治安の危機的現状を脱し、5年間で不法滞在外国人を半減します。
警察官の数を思い切って増員します。3年で空き交番ゼロを目指します。

●防衛庁を防衛省に移行させます P.16

宣言3 行政のムダをはぶき、簡素で効率的な政府を目指します

●「官から民へ」を徹底的に進めます P.4

2005年に道路公団を民営化し、2007年4月に郵政公社を民営化します。

●2年以内に、小さな政府に向けて突き進みます P.9

公的部門のリストラを進めます。
公務員の天下りを制限して、特殊法人改革も引き続き行います。

●2006年度までに地方を再生します P.14

2006年度までに4兆円の国庫補助金を改革し、地方に活かします。
「地域再生プログラム」で都市と地方を生き返らせます。
構造改革特区、都市再生、観光立国、官業の民間への開放。
やる気と能力のある農業経営をあと押しします。

宣言4 思い切って経済を活性化させます

●2006年度GDP名目2%成長を実現します P.5
●「530万人雇用創出プログラム」を達成します P.7

今後2年間で300万人以上の雇用をつくるなど、
若者から中高年までの雇用を充実します。

●2004年度に不良債権の比率を半減させ、
不良債権問題を終結させます P.6
●今年度中に中小企業主の「個人保証」からの脱却を整備します P.6
●「平成の産業創造戦略」をつくり、「日本ブランド」を再生します P.8
●環境保護と経済成長を両立させます P.8

低公害車の導入、ゴミゼロ作戦、クリーンエネルギーなど、
科学技術を振興し環境保護と経済成長を両立させます。

宣言5 国の基本を見直します

●2005年、憲法改正に大きく踏みだします P.18

2005年に自民党として「憲法改正草案」をまとめます。

●教育基本法を改正します P.17

宣言6 国益に沿った外交を展開します

●北朝鮮による日本人拉致問題を必ず解決します P.15
●WTO、FTAなど国益に沿った経済外交を進めます P.16

宣言7 自民党が日本を変えます

●改革政党・自民党が改革の芽を大きな木に育て、
日本を再生します P.18

一. 官から民へ—民間にできることは民間に P.4

二. デフレに勝ち抜く日本へ—景気・雇用・中小企業に重点、新技術・新産業の創出 P.6

三. 行政の役割を変える—生活者重視の行政、簡素で効率的な政府に P.9

四. 安心できる社会保障制度を—年金・医療・介護を抜本改革 P.11

五. 安全な国の復活—世界一安全・安心な国を P.12

六. 国から地方へ—地方の自立と都市の再生を P.14

七. 信頼される国際国家の一員に—世界に責任を果たす外交・安全保障政策を P.15

八. 人間力を高める教育改革—子どもたちの未来のために P.17

九. 新しい憲法草案をつくる—新時代にふさわしい新たな憲法を P.18

十. 自民党が日本を変える—改革の芽を大きな木に育て、日本を再生する P.18

一.「官から民へ」
民間にできることは民間に

1.「民間にできることは民間にまかせる」ー民主導・自律型の経済社会へ

(1) 郵政事業改革
・郵政事業を2007年4月に民営化

●郵政事業を2007年4月から民営化するとの政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的論議を行い、2004年秋頃までに結論を得る。

(2) 道路関係四公団改革
・道路公団を民営化する法案を2004年の通常国会に提出

●道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重し、2005年度から四公団を民営化する法案を2004年の通常国会に提出する。

(3) 官製市場の民間開放
・国と地方の行政サービスを民間に移譲

●日本経済の4割を占める官製市場を民間に開放する。民間からの提案に基づく競争入札等により、国と地方の行政サービスを民間に移譲する。

(4) 構造改革特区の活用

●構造改革特区を積極活用し、農業を含めた産業全体の国際競争力の強化、住民ニーズに即したサービス産業の育成、雇用機会の迅速な創出を実現する。

(5) 官と民の不公平の是正

●民間と類似の官業について、税制上の取扱いなど、民間とのイコール・フッティングを進める。特に、今後PFIをさまざまな分野で活用する観点から、法人税や不動産取得税、固定資産税などの税制や規制面で官とのバランスを検討する。

(6) 規制改革
・総合規制改革会議第2次答申の着実な実施
・来年4月に規制改革・民営化等推進委員会(仮称)を設置

●事前規制の緩和・撤廃と事後チェック体制を確実なものとするため内閣に「規制改革・民営化等推進委員会(仮称)」を設置する。

2.民需を誘発する歳出構造改革	
(1) 民間経済活動を活性化する税制改革	●個人と企業の活力を引き出し、国際競争力を高めて民間経済活動を活性化させる観点から、法人課税や金融所得、土地などの資産への課税の総合的・抜本的見直し等、税体系全体の改革を進める。
(2) PFIの積極的活用	●地方の生活基盤整備などを公共事業として進めつつ、大都市圏等において事業収益が見込め、採算が取れる事業については、PFIを積極的に活用する。特に、羽田空港の再拡張事業はPFI手法等により整備を行う。
(3) 公共事業のコスト改革による歳出の効率化	●民間と比べて高止まりしている公共事業コストを、民間のコスト削減手法等を参考に見直しを徹底し、ムダを省き効率化する。
(4) 2006年度に名目GDP2%以上の経済成長を達成 (5) 2010年代初頭のプライマリーバランスの回復	●こどもや孫の世代に負担を先送りせず、将来の大増税への不安をなくすため、2010年代初頭にプライマリーバランス（国債費や公債金収入を除いた財政収支）の黒字化を実現する。
(6) 特別会計、特定財源制度の抜本的見直し	●非効率な特別会計や特定財源制度について、事業のあり方や経営形態の議論と合わせ、聖域なく抜本的に見直す。
(7) 内閣主導、目標重視の予算編成 ・複数年度化（モデル事業）	●一般会計についてもムダと非効率を省き柔軟に執行できるようにするため、予算の複数年度化を進め、歳出を合理化する。このため、平成16年度予算からモデル事業を実施する。
・事前査定から事後評価へ	●すべての予算について政策評価および予算執行調査を拡充し、予算編成作業に反映させる仕組みを導入する。
・予算の重点配分（政策群）	●2004年度から実施する「政策群」など、省庁間の枠を超えて重点化・効率化を実現する予算編成を進める。
・決算審査の充実	●決算審査の早期実施と審査結果の後年度予算への的確な反映を進める。
・スクラップ・アンド・ビルドのルール化	●各省が次年度予算において新規事業施策を要求する場合には、スクラップ・アンド・ビルドをルール化する。
(8) 民間投資の呼び水となる分野への選択と集中	●税財政資源を、物流や都市再生、新たな産業や知的財産を創造し、雇用を創出する研究開発、技術開発支援等、民間投資を誘発する分野へ大胆に集中させる。

二. デフレに勝ち抜く日本へ
景気・雇用・中小企業に重点、新技術・新産業の創出

1.不良債権問題の早期解決

(1) 金融再生プログラムを着実に実施し、2004年度末に不良債権比率半減

●「金融再生プログラム」にもとづき2004年度末までに主要行の不良債権比率を半減させて不良債権問題を終結し、日本経済再生に不可欠な金融機能を健全化させる。

(2) 金融機関経営の健全化推進

●不良債権問題が金融機関経営の健全性を損ね、自己資本の空洞化等が指摘される現状を踏まえ、不良債権処理を円滑化するための税制や、金融危機を起こさせないための新たな公的資金注入の枠組みを検討する。

(3) 地域金融の強化(リレーションシップバンキング)
・今後2年間で地銀等の地域金融を集中的に強化

●中小・地域金融機関について、今後2年間で貸出等の金融サービスの提供を行う機能(リレーションシップバンキング機能)を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

(4) 企業・産業再生への取組み強化
・産業再生機構・中小企業再生支援協議会等の積極的活用

●不良債権問題を企業・産業の過剰債務問題と一体的に解決する。過剰債務企業が有する優良な経営資源は極力生かして再生するため、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、改正産業活力再生特別措置法等を活用し、企業の事業再構築を支援する。

2.中小企業再生の支援

(1) 個人保証からの脱却

●2004年の通常国会で破産法・民事再生法を改正し、企業経営者の再起を支援する。また、行き過ぎた個人保証として問題が指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。

(2) 新たな中小企業金融システムの確立
・知的財産権等の信託対象への追加や政府系金融機関の活用

●中小企業金融の円滑化等、産業金融機能を抜本的に強化する。「セーフティネット保証・貸付制度」「売掛債権担保融資保証制度」等に加え、新たな金融の担い手としての事業会社参入や債権の証券化等の資金調達手法を広げる。また、在庫等不動産以外の財産を担保とした資金調達措置を検討する。

・過度の不動産担保主義からの脱却

●資産担保証券購入市場創設等、中小・中堅企業資金調達円滑化に向け、政府・日銀が一体となって取組む。

3.雇用の創出・維持・確保	
(1) 530万人雇用創出プログラムの達成	●サービス分野における規制改革や公的部門の外部委託の推進、情報提供、人材の育成支援等により、「530万人雇用創出プログラム」を推進し、既に創出されたと見込まれる200万人の雇用機会に加え、今後2年間で300万人以上の雇用機会を創出する。 ●雇用の維持・確保、適切な労務管理についての労使の取り組みを支援し、完全失業率を低下させる。
(2)「若者自立・挑戦プラン」による若年失業者対策	●若者の就職を支援するため、地方自治体、学校、民間団体、民間事業者との連携による若年者のための地域ワンストップセンターやトライアル雇用、個別総合的な職業相談・紹介体制の整備、企業実習と教育・職業訓練を組み合わせた「実務・教育連結型人材育成システム」の実施等、「若者自立・挑戦プラン」を推進する。
(3) 高齢者・障害者雇用の推進	●〝70歳現役社会〟をめざしてシルバー人材センターの活用、IT活用による在宅就労など、高齢者・障害者の雇用を推進する。
(4) ホームレスの自立支援	●ホームレスの自立を支援するための就業機会の確保、居住場所の確保、保健・医療の確保などの総合的な施策を講じる。
(5) 職業訓練の一層の充実 ・一人一技能の実現	●労働市場の状況を反映しつつ個人の選択を機能させた職業訓練を行うとともに、民間事業者の活用等を通じ「一人一技能」の実現を図る。 ●産業のニーズに応じたカリキュラムの策定、職業能力評価制度の整備を進める。
(6) NPOが活躍する経済社会の実現	●福祉サービス、社会教育、まちづくり、リサイクルなどの社会生活分野で高齢者、家事専業者、障害者などに社会参画を促すため、NPOを積極活用する。
4.新たな経済発展基盤の創造	
(1) 研究開発環境整備による「科学技術創造立国」の実現	●2001年度からの5年間で政府研究開発投資の総投資規模を24兆円とする第2期「科学技術基本計画」を着実に実施し、世界最高水準の「科学技術創造立国」を実現する。特にライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー、材料の重点4分野における世界最先端の技術開発力、実用化へ向けた応用力を獲得する。
・若手研究者が自立し、能力を最大限に発揮できる研究環境整備	●若手研究者が実力と能力に応じて使える競争的研究資金の倍増目標（2000年度3,000億円→2005年度6,000億円）の達成、自立の阻害要因となっている大学の講座制の改革など、若手研究者が自立し、能力を最大限に発揮できる研究環境整備を進める。

(2) ベンチャー育成・起業支援（新技術・新産業の創出） ・2006年度までに年間創業・開業数倍増 ・2004年度までに大学ベンチャー1,000社創業	●起業意識を高めて創業を支援し、2006年度までに年間創業・開業数を倍増（18万社→36万社）させる。〝公共事業から科学技術へ〟を合言葉に、大学や大企業発の研究開発型ベンチャー支援策を拡充し、地域経済活性化を進める。2004年度までに大学発ベンチャーの1,000社創業を実現する。
(3) 知的財産の戦略的保護・活用 ・「知的財産高等裁判所」を創設、特許審査を迅速化	●「ソフト重視戦略」を徹底し、知的財産を戦略的に保護・活用するため、「知的財産高等裁判所」を創設する。特許審査の迅速化、知的財産に重点を置いた法科大学院の設置等、総合的な対策を講じる。
(4) 日本の価値創造力を活用した新産業の育成 ・「平成の産業創造戦略」策定	●半年以内に「平成の産業創造戦略」を策定し、世界を席巻した「メイド・イン・ジャパン」を超える〝日本ブランド〟を再び世界に発信するため、科学技術、ものづくり、ソフトパワーなど日本の価値創造力を活かした官民挙げた取り組みを推進する。
(5) e-Japan戦略Ⅱ ・世界最高水準の電子政府の実現	●e-Japan戦略Ⅱにより世界最先端のIT国家を実現する。2005年度までに世界で最も進んだ光ファイバー利用大国を実現し、全国どこでも利用できる遠隔医療サービスや世界で最もサービス水準の高い電子政府の実現、司法の電子化（e-Justice）実現を目指す。
(6) 環境保護と経済成長の両立	●低公害車の導入、ゴミゼロ作戦、クリーンエネルギーなど、科学技術を振興し、環境保護と経済成長を両立させる。
(7) 観光立国の推進 ・2010年までに訪日外国人旅行者の倍増実現	●最大の成長産業である観光を地域活性化の起爆剤とし、2010年までに外国人旅行者を倍増（500万人→1000万人）する。

三. 行政の役割を変える
「生活者重視の行政」、「簡素で効率的な政府」に

1.事後チェック型行政に対応するセーフティネット整備

(1) 金融・証券取引の健全化・適正化
・自己責任時代にふさわしい市場環境

●金融・証券市場を健全化し、活性化する。市場監視・取り締まり体制の強化、迅速な苦情・紛争処理体制整備等、自己責任時代にふさわしい投資環境整備を進める。

(2) 金融サービスを含めた消費者保護の強化

●悪質商法から国民を守るための「団体訴権」制度の導入、PL(製造物責任)法のサービス部門への拡大など、金融サービスを含めた消費者保護法制を強化する。

(3) 公正取引委員会の機能強化等

●自由な経済活動を保証し、企業の国際競争力を強化する観点から、強制調査権限の付与等、公正取引委員会の権限強化や課徴金の大幅引き上げ等を行う独占禁止法改正案を2004年中に国会に提出するとともに、人員を大幅に増強する。

(4) 司法制度改革
・裁判外民事紛争手続きの制度化

●「裁判外紛争解決手続き利用促進基本法案」(仮称)を2004年の通常国会に提出し、調停、仲裁など裁判以外での民事紛争解決手続きの基本ルールを制度化する。裁判所に準じた権限を紛争解決機関に与え、紛争の法廷外での早期解決を可能とする。

・国民のための司法の実現

●法律扶助・被害者支援などの司法ネット、裁判員制度など国民に分かりやすく、身近に利用しやすい司法に変える。

・行政訴訟制度改革

●2004年度の通常国会で、司法の行政に対するチェック機能強化のための行政訴訟制度改革、裁判外紛争処理制度の整備等、司法制度改革を進める。

2.公的な関与を縮小し、「簡素で効率的な政府」を実現

(1) 国・地方の公的債務の削減と管理
・公的部門をリストラし、公的債務を削減

●2003年度末で国と地方の長期債務残高が686兆円、GDPの1.38倍に達する危機的状況を脱するため、歳出構造改革、地方行革を進めて公的部門をリストラ、2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化を達成し、公的債務の削減をめざす。規制改革や国庫補助金削減等により国・地方の事務事業の廃止・縮小を進め、国や地方自治体をスリム化する一方、規制改革により民間経済活動機会を増大し、税財政基盤を強固にする。

・公社・公団等に民間企業と同水準の情報開示・経営監視機能を導入	●スリムで柔軟な行政システムにするとともに、情報開示を徹底する。特にファミリー企業等、不透明さが指摘される公社・公団等に対し、民間企業と同水準の情報開示・経営監視機能を導入する。
(2) 公務員制度改革法案を2004年の国会に提出	●能力本位で適材適所の公務員制度に抜本的に改めるため、2004年の国会に改革法案を提出するとともに、幹部公務員等の人事評価の厳格化、総理等が直接任用する補佐スタッフの整備を図る。
・天下りの制限と不作為を一掃する人事評価への成果主義の導入 ・府省の課長クラス以上の2割程度の官民交流	●公務員がなすべき仕事を怠る行政の不作為を一掃し、現場の士気を高めるような新たな評価の仕組みの導入を検討する。 ●本課長以上のポストの2割程度の官民交流をめざす。 ●適正な再就職のルールの確立による「天下り」の制限を行う。
(3) 内閣に「規制改革・民営化推進委員会」を、党に「法律廃止検討委員会」を設置	●事前規制の緩和・撤廃と事後チェック体制の充実を確実にするため、2004年4月に内閣に「規制改革・民営化推進委員会」(仮称)を設置するとともに、党に「法律廃止検討委員会」(仮称)を設置する。
・裁量行政を排除	●国民の活動に対する行政の制約は必ず法律によって明らかにし、行政の裁量を厳格化するため、国会において立法するにあたっての方針を決定する。あわせて、行政の裁量を国民がチェックできるようにするため、政省令などの行政立法の基準を明確にし、その厳格な手続きを定めるなど、行政手続法を抜本的に見直す。
・「国家財政ナビゲーション」の整備	●国の財政運営の状況について正確に把握し、政府の国民に対する説明責任を果たす手段として、一般会計予算、特別会計及び特殊法人等の財務諸表の作成について検討する。
3.「特殊法人」等の改革断行 (1)「特殊法人等整理合理化計画」の着実な実施 ・特殊法人、公益法人について引き続き民営化を含む改革を推進 ・政府系金融機関等残る課題も実行	●「特殊法人等整理合理化計画」を着実に実施し、特殊法人・公益法人等について引き続き民営化を含む改革を推進する。独立行政法人については、3～5年ごとの見直し時に廃止・民営化を含めて組織・業務全般を洗い直す。それ以外の行政代行法人についても廃止・民営化を進める。

四. 安心できる社会保障制度を
年金・医療・介護を抜本改革

1.持続可能な社会保障制度へ

(1) 国民負担率から見た税制と社会保障負担のあるべき姿
- ・将来の国民負担率を50%以内に抑制
- ・世代間および世代内での不公平を是正

●税と社会保険料負担をあわせた国民負担率を50%以内に維持する目標を掲げて歯止めを設け、将来にわたり活力を失わないような税制と将来不安のない社会保障制度を作る。現役世代の負担が過重にならず、各世代が応分かつ公平に負担する仕組みとするため、将来の消費税率引き上げについても国民的論議を行い、結論を得る。

(2) 少子高齢時代に対応する年金、医療、介護等社会保障制度の再構築
- ・2004年に年金制度の抜本改革を実施
- ・基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引上げ

●社会保障の基本である年金、医療、介護について、少子高齢社会の下、若者と高齢者が支えあう、公平で持続可能な制度を構築する。年金制度は、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる。年内に改革案を取りまとめ、2004年の通常国会に法案を提出する。引き続き、医療・介護についても、抜本的改革を実施する。

(3) 「待機児童ゼロ作戦」

●「待機児童ゼロ作戦」、平成15年度予算での「少子化対策総合施策」等を進める。平成14年度に5万1千人増加した受入児童数を2004年度（平成16年度）までにさらに10万人増加する。

(4) 男女共同で行う子育て支援
- ・2004年の通常国会で育児休業法改正、育児休業取得期間を延長

●仕事と家庭の両立支援の重要性を踏まえ、2004年の通常国会で育児・介護休業法を改正し、現行最長1年となっている育児休業の取得期間延長など、両親が働きながら、男女共同で子育てできる環境を整える。

(5) 障害者基本法改正案の早期成立

●先の国会で民主党のみが反対し、審議未了となった「障害者基本法改正案」を早期に成立させ、障害者の人権を守り、差別を禁止し、バリアフリー社会を推進するなど、障害者の総合的な支援施策を計画的に進める。

2.命と健康の安全保障の確保

- ・国民皆保険制度の堅持等
- ・エイズ、SARSなど新たな感染症問題への対応

●国民皆保険・フリーアクセスの堅持、医療の質の向上、効率化を進める。

●エイズ、SARS等の新たな感染症に対処
未知の感染症ウィルスによる疾病が世界的に問題となっていることから、水際での阻止や国内での感染拡大阻止を迅速に行えるよう、疾病や医療についての国際的な情報収集・連絡体制を強化するとともに、国内での情報連絡・予防・治療等の体制を強化する。

・医療ミスの防止、情報公開等

●医療ミスの防止、情報公開
医療ミスや院内感染等、医療機関における事故で死亡するケースが近年増加傾向にあり、国民の医療に対する不信と不安を高めていることに対処し、関係行政機関と医療機関との協力と連携により、事故防止マニュアルの作成徹底や、万が一事故等が発生した場合の連絡・情報公表体制の整備、医療機関に対する防止体制のチェック強化等を進める。

五. 安全な国の復活
世界一安全・安心な国を

1.犯罪のない、安全な国

(1) 今後5年で治安の危機的現況から脱却
・5年で不法滞在外国人を半減

●凶悪犯罪の激増、検挙率の著しい低下など、悪化する治安情勢に対処するため、5年で治安の危機的現況を脱出することを目標に捜査・検挙能力の強化、出入国管理体制の強化等、総合的な治安対策を緊急に実施する。また5年で不法滞在外国人（25万人）を半減させる。

(2) 悪徳商法等の被害から消費者・国民を保護
・消費者保護基本法の改正

●悪質商法等の被害から国民を守るため、2004年の通常国会で消費者保護基本法の改正、公益通報者保護制度の法整備を行い、消費者保護を強化する。また、団体訴権制度を導入する。

・ヤミ金融対策法の厳格な運用

●ヤミ金融業者の封じ込めに有効な銀行口座や携帯電話番号の把握と閉鎖等の措置を迅速に行えるよう、行政機関や金融機関等の協力・連携体制を強化する。

・法律相談窓口の全国的な設置

●3年以内に全国どこでも法的紛争解決の情報を得られる官民共働司法ネットを整備する。

(3) 警察・司法体制の抜本的な見直し・引き締め強化
・警察官増員、空き交番ゼロ

●警察官を抜本的に増員し、3年で全国で「空き交番ゼロ」を目指す。「親身で頼れる警察」への脱皮を目指し、意識改革や新たな評価制度の導入等、警察・司法体制の引き締め・強化を進める。街頭防犯カメラ設置など増加する路上犯罪対策を進める。

(4) 個人のプライバシーが尊重される社会
・プライバシーに関する権利保護や、ハイテク犯罪防止のための法制

●インターネットの普及等による個人のプライバシー侵害、盗難通帳による預金引き出し等のハイテク犯罪に対処するため、プライバシーに関する権利保護や、情報窃盗罪等、ハイテク犯罪防止のための法整備を進める。

2.食料・環境・エネルギー・大規模災害からの安全

(1) 食の安全の確保	
・食料安全保障の確立と、食糧自給率の向上 ・「食育基本法」の制定、「食育推進国民会議」を設置	●BSE問題や不当表示事件で高まった食の安全に対する不安を払拭し、信頼を取り戻すため、食品安全委員会をはじめとする行政の的確な運営を確保するとともに、消費者に信頼される食品の供給体制を確立する。 ●食料安全保障の確立を目指し、食料自給率を向上させる。 ●2004年に「食育基本法」を制定し、「食の安全」についてのリスクコミュニケーションの場として、また、人間力の根源である食育の国民運動をめざして内閣府に「食育推進国民会議」を設置する。
・自然環境の保全・農山漁村地域の景観の維持	●農山漁村の美しい景観を国民共通の財産として位置付け、環境保護と景観維持を両立させていく観点から、一体的に施策を推進する。
(2) 地球環境問題への貢献	
・生物系資源の持続的活用	●地球温暖化対策と環境保全を図るため、バイオエタノール、燃料電池、太陽光発電、風力発電などの普及を図る。廃棄物リサイクル対策を進め循環型社会を実現する。 ●食品廃棄物や家畜排泄物、木質系廃材、未利用材など生物系資源を持続的に活用するバイオマス戦略を推進する。
(3) エネルギーの安全確保 ・原子力安全行政の強化	●基幹エネルギーである原子力に対する国民の信頼を回復し、エネルギーの安定供給体制を確固たるものにするため、安全対策の外部評価機関である原子力安全委員会の事務局体制を強化する等、原子力安全行政を強化する。
・新エネルギー開発の総合的・戦略的推進	●エネルギー自給率が約20%（原子力を除くと4%）と諸外国に比べて脆弱なエネルギー供給構造を是正するため、石油・天然ガスの自主開発などに努めつつ、太陽光発電等の新エネルギー開発を総合的・戦略的に進める。
(4) 大規模災害からの安全 ・2004年の通常国会で北海道・東北地方海溝型地震対策の法制化	●第2次地震防災緊急事業5箇年計画（2001年度策定）等を着実に進め、地震防災施設整備の推進をはじめとする各種防災対策により、北海道・東北地方海溝型地震、南関東地域直下の地震や東海・東南海・南海地震など大規模災害への備えに万全を期す。なお、次期通常国会で、北海道・東北地方海溝型地震対策について法制化する。

六.「国から地方へ」
地方の自立と都市の再生を

1.「三位一体改革」による地方分権の推進

・地方の行財政運営に支障が生じないよう適切な財源移譲を行う

●2006年度までに補助金について約4兆円の廃止・縮減等を行い、交付税を見直し、地方へ税源を移譲する「三位一体改革」の具体化を進める。
●地方の自立を促すため、地方の裁量を広げ、実情を踏まえて効率的に事業を実施できるよう、交付金化、統合補助金化といった補助金改革を推進する。
●補助金等の改革とあわせて全国一律の規制を、地方の実情に合わせて設定できるような規制緩和や許認可権限の移譲を進める。

2.地方行革の徹底（地方の構造改革）

・地方公務員給与や単独事業などの見直しを行い地方財政を健全化

●地方歳出を精査し、ムダを取り除き、地方財政の健全化を進める。その際、国家公務員や民間給与水準を上回り批判の強い地方公務員給与や、単独事業などについても見直しを行う。
●地方交付税について、地域間の税収の偏在を適切に是正する機能は維持しつつ改革を進める。

・市町村合併を促進

●市町村が地方分権の担い手となり、住民に身近な行政の実施主体として十分な役割を発揮できるよう市町村合併を推進する。

・メリハリのある職員構成により、公務員に対する国民の信頼を回復

●窓口業務や一般事務などについて、外部委託を進めるとともに、たとえば電子政府化の進展に応じて、定員配置のシフトを行うなど、メリハリのある職員構成を実現することで、公務員に対する国民の信頼を回復する。

3.「地域の再生」

(1) 地域再生プログラムを策定し、地域経済の再生を実現
・農業の国際競争力の強化・農林水産業の振興
・2005年に「食料・農業・農村基本計画」を見直す

●地方の行政サービスの民間移譲や、企業の誘致・育成などにより地域経済の活力を引き出す、意欲ある「地域産業起こし」を推進する地域再生プログラムを策定する。
●2005年に食料・農業・農村基本計画を見直し、農地制度等の見直しにより家族農業経営、集落営農に加え、株式会社など地域農業の担い手を創出し、担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行を実現する。

(2) 都市再生と中心市街地の活性化を促進
・美しい国土、景観、町並み、都市・住環境・中心市街地、歴史的遺産・行事等の整備再興

●美しい国土、景観、町並み、住宅、歴史的遺産や行事等の整備再興など、日本の国土と文化・伝統等を含めた都市再生、地域再生、中心市街地活性化を総合的に推進する。

(3)「都市と農山漁村の共生・対流」の推進

●農山漁村地域における就農機会やビジネスチャンスを創出し、若者定住を進めることで地方の資源である大自然の限りない恵みを活用し、過疎問題の解決、3世代が同居する家族を中心とした、新しい地域コミュニティーの再生を促進する。
●地方に職がなく、都会に家がない、戦後日本の常識となっている経済社会構造の大転換を図り、都市と農山漁村が双方向で行き交う「新しいライフスタイル」を実現する。

4.道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開

・将来あるべき行政の姿として道州制導入を検討

・地方分権改革の「先行実施モデル地域」として「北海道道州制特区」を創設
・内閣府等に担当組織を設置し、2004年度中に「道州制先行プログラム」を作成

●地方分権改革、自治体改革等を進めつつ、将来のあるべき行政のひとつの姿として道州制基本法の制定など、道州制導入の検討を進める。
●将来の道州制導入をもにらみつつ、地方分権改革のモデルケースとして2004年度に「北海道道州制特区」を創設する。補助金の改革（統合補助金や補助採択基準の見直し）、規制緩和や許認可権限の移譲、道への交付税一括交付等を先行的に進める。実施にあたっては、市町村合併の推進、歳出見直しや行政コストの削減、課税自主権の発揮等、地方行政体制の整備や道財政の健全化努力に対する数値目標の提示を求める。あわせて、将来の本格的な道州制導入を念頭に、地方支分部局の統廃合について検討を進める。

七.信頼される国際国家の一員に
世界に責任を果たす外交・安全保障政策を

1.日米同盟、アジア・国際協調の平和外交を

・国際平和協力のための基本法を制定

●日米同盟を基軸に国際協調を重視しつつ、イラク・アフガニスタン復興支援、人類共通の敵であるテロ撲滅等、国際社会と協力した平和外交を推進する。
●アジア・アフリカ諸国等、途上国との外交・支援協力を充実し国際国家としての責務を果たす。
●国際平和協力のための基本法を制定し、わが国の国際協力姿勢を内外に明らかにする。

2.北朝鮮との拉致、核、ミサイル問題の早期・包括的な解決による国交正常化

・帰国被害者5名の家族の早期帰国実現
・安否未確認の被害者について事実解明を北朝鮮側に強く求める
・帰国被害者の自立支援
・党に「拉致問題対策本部」を設置

●北朝鮮に対し、対話と圧力により日朝平壌宣言の誠実な履行を求め、また、6カ国協議等を通じた国際社会の協力も求めつつ、拉致・核・ミサイル問題の包括的な解決による国交正常化の早期実現をめざす。
●特に拉致問題については、帰国被害者5名の家族の早期帰国実現、安否未確認者についての事実解明を北朝鮮側に強く求めるなど、全力で解決に努めるとともに、帰国被害者の自立のための支援を進める。

●「北朝鮮による拉致問題対策本部」を中心に党をあげて取り組む。

3.緊急事態への対処	
(1) 国民保護法制整備	●2004年の次期通常国会で国民の保護のための法整備を行う。
(2) 緊急事態への対応力を強化	●大規模地震や原子力事故、不審船への対応、ゲリラや武装工作員による攻撃、NBC(核、生物、化学)兵器、サイバー攻撃対策への危機対処能力の強化を図る。
(3) テロ資金・マネーロンダリング対策の強化等	●国際テロを封じ込めるためのテロ資金の洗い出し、凍結等の措置の強化、マネーロンダリング対策の徹底・強化等を行う。 ●犯罪目的外国人の不法入出国、麻薬・覚せい剤等の薬物取引等の取締りを強化する。
4.防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行	
(1) 防衛力の整備・強化と防衛庁の省へ	●防衛力の整備・強化を図り、「防衛省」を実現し、国民の安全確保に万全な体制で臨む。
(2) 弾道ミサイル防衛システムの整備	●防空体制の強化のため、平成16年度予算から弾道ミサイル防衛システムの整備に着手する。
5.領土・領海問題解決	
・わが国領土返還・領有権等の粘り強い外交	●わが国の領土である北方四島、尖閣諸島、竹島をめぐる返還、領有権等の問題解決に粘り強い外交交渉を継続する。
・大陸棚調査の推進	●わが国の領土の1.7倍の拡大が見込まれる大陸棚に関して、2009年までに厳密な調査を終え、国連へ提出する。このため、2004年度から予算を飛躍的に増大し、国家プロジェクトとして取り組む。
6.経済外交の戦略的展開	
(1) WTOとFTAの推進	●WTO(世界貿易機関)による交渉の合意に向け積極的に貢献していくとともに、世界がFTA(自由貿易協定)締結を加速する中で、自由貿易の推進とアジア地域の安定が国益となるとの観点から、積極的にFTAを推進する。
(2) 日本に対する直接投資を5年間で倍増	●不良債権処理および産業・企業再生の円滑化、国内における新たな雇用創出やサービス提供等をもたらす海外からのわが国に対する直接投資拡大を官民協力して推進し、5年間で倍増する。

八.人間力を高める教育改革
こどもたちの未来のために

1.教育基本法の改正

●教育基本法を改正し、教師とこども、親が信頼で結ばれ、公徳心と公共の精神、国を誇りに思う心が自然と身につくような教育の実現をめざす。家庭・地域の教育力回復にとりくむ。
●教育振興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育の具体的方向づけをはかる。その中で、教員免許制度の更新を検討する。

2.人間力向上のための教育改革の推進

(1)知育、徳育、体育、食育による「人間力の向上」

●学力、体力と倫理観を備えた心身ともに豊かな日本人を育成する。
●学校開放による子供の居場所づくり、学童保育、環境教育、奉仕・体験活動の推進など、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子供を育む環境を整備する。
●食育・栄養教諭制度を検討する。

(2)わが国の知的基盤を支える大学の国際競争力の強化

●大学の知的基盤強化のための投資の充実と、競争的環境の中での大学改革の推進。
●法科大学院など専門家育成の大学院を充実させる。

(3)私学の振興

3.「青少年健全育成基本法」の早期成立

●青少年の健全育成に社会全体で取り組むため、国民の理解と協力を求めて青少年健全育成のための社会的規制を強化する。また、現在、参議院自民党で検討している「青少年健全育成基本法案」の早期成立をめざす。

4.文化・芸術・スポーツを生かした豊かな国づくり

●日本の美しい自然、伝統、様式や文化を次世代に引き継ぐ施策を充実する。
●「知的財産立国」「生涯教育」を最重視し、文化・芸術を生かした、国際社会をリードする「技術と知恵の文化」の国づくりを進める。
●世界で活躍するトップレベル選手育成のための競技スポーツの強化と、誰でもスポーツに身近に親しむ生涯スポーツ社会を実現する。

九.新しい憲法草案をつくる

・21世紀の新しい日本にふさわしい新憲法の草案を準備

●立党50年を迎える2005年に憲法草案をまとめ、国民的議論を展開する。個人のプライバシー、環境等新たな課題に対応するとともに誰もが自ら誇りにし、国際社会から尊敬される品格ある国家をめざし、あるべき国家についての理念を明らかにする。

●平和主義と基本的人権などの諸原則を踏まえ、「公共」の概念を国民全体で共有し、健全な常識が社会を律する国家の建設をめざす。

●憲法改正の具体的な手続きを定める「国会法改正」「憲法改正国民投票法」を成立させる。

十.自民党が日本を変える
改革の芽を大きな木に育て、日本再生

●自民党は真の改革推進政党として、国民とともに改革を貫徹する。政策立案機能を強化し、人材の育成、登用などの大胆な党改革を進める。自民党が日本を変える。

いろいろ言われています。
しかし、本当は…。

ここまで進んだ小泉改革

2004年度末には、不良債権比率は半減し、不良債権問題は終結します。

●平成15年3月期の主要行の不良債権残高が、14年9月期に比べ、半年間で▲15.5%減少。不良債権比率も14年9月期からの半年間で8.1%から7.2%へ▲0.9%程度低下。このペースでいけば平成16年度末に不良債権比率を半減させるとした目標は達成する。

◎主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化
〈不良債権の処理は着実に進展〉
平成15年3月期の主要行の不良債権残高20.2兆円（14年9月期比▲ 3.7兆円）
（うち破綻懸念先以下8.7兆円（14年9月期比▲3.6兆円））
不良債権比率は、14年9月から▲0.9%減少の7.2%（14年9月期8.1%）
⇒このペースで不良債権処理を進めれば目標達成は可能

中小企業に対するセーフティネットを拡充し、利用実績が伸びています。

●「セーフティネット保証・貸付制度」（41万件、8兆1千億円）、「売掛債権担保融資保証制度」（9,409件、3,888億円）など、中小企業セーフティネット保証の利用が進展・拡大。また、倒産件数も減少傾向にあり、対前年同月比でみて平成14年9月以降12ヶ月連続のマイナス。

〈主な実績〉
◎セーフティネット貸付・保証の合計
約41万件（約8.1兆円）
うちセーフティネット貸付
18万175件（約4.3兆円）（平成12年末～15年8月末）
うちセーフティネット保証
23万1,937件（約3.8兆円）（平成13年1月～15年8月末）

◎資金繰り円滑化対策
（資金繰り円滑化借換保証制度十セーフティネット保証7号［金融機関の経営合理化に伴う保証］）
約35.9万件（約5.5兆円）（平成15年2月10日～10月3日）
うち資金繰り円滑化借換保証制度　25万6,375件（約3.9兆円）（平成15年2月10日～10月3日）
◎売掛債権担保融資保証制度　9,409件（3,888億円）（平成13年12月～15年10月3日）

新事業への挑戦が増えました。2005年には世界最先端のIT国家になります。

〈挑戦〉

“資本金1円起業”を可能とする最低資本金規制の特例措置の特例を定めた「中小企業挑戦支援法」を施行。確認申請件数が累計5,831件に拡大するなど新事業への挑戦が増加。さらに電気通信業（200%増）や老人福祉事業（80%増）、ソフトウェア業（50%増）等の新分野で事業所数が急増。

〈主な実績〉
◎最低資本金制度特例措置
申請件数は7,412件、うち設立件数5,209件(平成15年2月1日～10月3日)
◎新創業融資制度
6,576件(208億円)(平成14年1月～15年10月3日)
※従前の制度(創業マル経)の約10倍の実績
◎起業挑戦支援無担保融資
392件(約42億円)(平成14年1月～15年9月末)

〈IT〉

高速ネット接続（ADSL）加入者数は888万件加入（平成15年8月末）と、1年間で約2.3倍、2年前に比べて約17倍に拡大するなど高速・超高速インターネットの普及が進展。世界で最も安い利用料金が実現した。また、「e-Japan戦略」の推進により、インターネット利用可能世帯が拡大（高速アクセス網3,500万世帯、超高速アクセス網1,680万世帯）するなどIT社会基盤の整備が進捗。2005年までに世界最先端のIT国家を目指す。

◎インターネット利用環境の整備
ADSL常時接続は月額2,500円程度と世界で最も安い水準
高速アクセス網（ADSL）利用可能570万世帯（平成13年2月）⇒3,500万世帯（平成15年4月）
超高速アクセス網（FTTH）利用可能0世帯（平成13年2月）⇒1,680万世帯（平成15年4月）
ADSL加入者は888万件加入（平成15年8月）と1年間で約2.3倍
◎全公立学校へのインターネット接続　ほぼ100%（99.5%）（平成15年3月）

規制改革・構造改革特区の推進が稼動、3年間で200万人の新たな雇用が生まれたと見込まれています。特殊法人等で1.4兆円の予算を削減しています。

〈特区〉

構造改革特区は構想から半年で法律が成立、1年で実施。すでに164件の特区が稼動。

〈雇用〉

医療・福祉・労働・教育などを中心に経済活性化につながる規制改革が着実に進展、これまでにサービス分野を中心に200万人の雇用が創出されたと見込まれます。さらに今後2年で300万人以上の雇用を生み、「530万人雇用創出プログラム」の達成。

〈特殊法人等〉

これまでに163法人中、127法人の改革。特殊法人等に対する財政支出もこれまでに1.4兆円削減。

少子化対策と子育て支援策が進んでいます。

新エンゼルプランに基づき、低年齢児受入れ枠の拡大（平成11年度56.4万人→平成16年度70.4万人）など保育サービスの充実が進みました。

◎子育て支援サービスの充実

事項	平成6年度	平成11年度	平成16年度
低年齢児受入れ枠の拡大	45.1万人	56.4万人	70.4万人
延長保育の促進	1,649ヶ所	5,125ヶ所	13,500ヶ所
一時保育の促進	387ヶ所	685ヶ所	5,000ヶ所
地域子育て支援センターの整備	118ヶ所	997ヶ所	3,000ヶ所
放課後児童クラブの推進	5,313ヶ所	8,392ヶ所	15,000ヶ所

◎国の規制緩和措置（平成12年3月実施）

- 市町村と社会福祉法人に限っていた設置主体制限を撤廃（株式会社、NPO、農協、生協、学校法人なども保育園を設置可能に）
- 保育園の最低定員を30人から20人に引き下げ
- 自己所有が原則だった土地・建物について、賃貸方式を認容

「環境と経済の両立」が進んでいます。

〈循環型社会〉

循環型社会形成推進基本法を踏まえて、食品・建設・自動車等のリサイクル法が整備されるなど、循環型社会の構築に向けた取り組みが動き始めています。

◎平成15年10月から家庭用パソコンについて製造事業者等による回収・再資源化を開始

◎平成17年1月から自動車リサイクル法を本格施行

〈廃棄物処理〉

廃棄物処理法を改正（平成15年6月11日成立）し、ゴミの不法投棄の一掃に向けた体制を強化しています。

◎都道府県等の調査権限の強化、大臣の報告徴収、立入検査権の規定

◎不法投棄への罰則の強化（一般・産業廃棄物ともに1億円以下）など

世界に先駆けた環境対応を進めています。

世界で初めて政府への燃料電池自動車の導入など低公害車の普及がどんどん進んでいます。

◎燃料電池車の開発・普及に向けて平成16年度までに関連規制を見直し（公道走行時の国土交通大臣の認定。水素スタンドの設置規制。家庭用燃料電池の設置に際しての保安規程の届出、電気主任技術者の選任等）

◎平成13年5月から平成16年度末までに、政府の一般公用車（約7,000台）を原則として全て低公害車に切り替え

◎平成12年度末63万台→14年度末464万台（新車販売の64.5%（14年度下半期））

持続的に発展可能な「バイオマス・ニッポン」が実現します。

食品廃棄物や家畜排泄物、木質系廃材・未利用材などを、太陽のエネルギーを使って生物が作り出す持続的に再生可能な資源（バイオマス）として、エネルギーや肥料、素材に活用する時代が始まっています。

◎バイオマスの利活用を国家プロジェクトとして位置付け、平成22年を目標とする78項目の具体的な行動計画を策定（平成14年12月閣議決定）

◎関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるために学識経験者等からなる「アドバイザリー機関」を設置し着実に推進